

津松阪港港湾計画書

— 軽易な変更 —

平成31年3月

津松阪港港湾管理者
三重県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成7年2月 三重県港湾審議会
- ・平成7年3月 港湾審議会第153回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成11年2月 三重県港湾審議会
- ・平成14年6月 三重県港湾審議会
- ・平成17年11月 三重県港湾審議会
- ・平成22年12月 三重県港湾審議会

の議を経た津松阪港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1. 公共埠頭計画	2
2. 旅客船埠頭計画	2
3. 水域施設計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1. 土地利用計画	4

変更理由

大口地区において、中部国際空港と結ぶ航路が廃止となったことを受け、新たな産業用地を創出するため、公共埠頭計画、旅客船埠頭計画、水域施設計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1. 公共埠頭計画

1-1 大口地区

中部国際空港と結ぶ航路の廃止に伴い、公共埠頭計画を変更する。

埠頭用地 9 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

(既設
埠頭用地 10 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地))

2. 旅客船埠頭計画

2-1 大口地区

中部国際空港と結ぶ航路の廃止に伴い、以下の施設を撤去する。

(既設
大口地区
小型さん橋 1基)

3. 水域施設計画

旅客船埠頭計画に対応し、泊地を次のとおり変更する。

3-1 泊地

大口地区

水深 7.5 m 面積 1 ha [既設の変更計画]

(既設
水深 4.5 m)

土地造成及び土地利用計画

1. 土地利用計画

港湾施設の計画の変更に対応するとともに、多様な機能が調和し連携する、質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次の通り変更する。

(単位：ha)

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	交通機能用地	緑地	合計
大口地区	(9) 9	(7) 7	(57) 57	(2) 2	(1) 1	(75) 75

注1 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

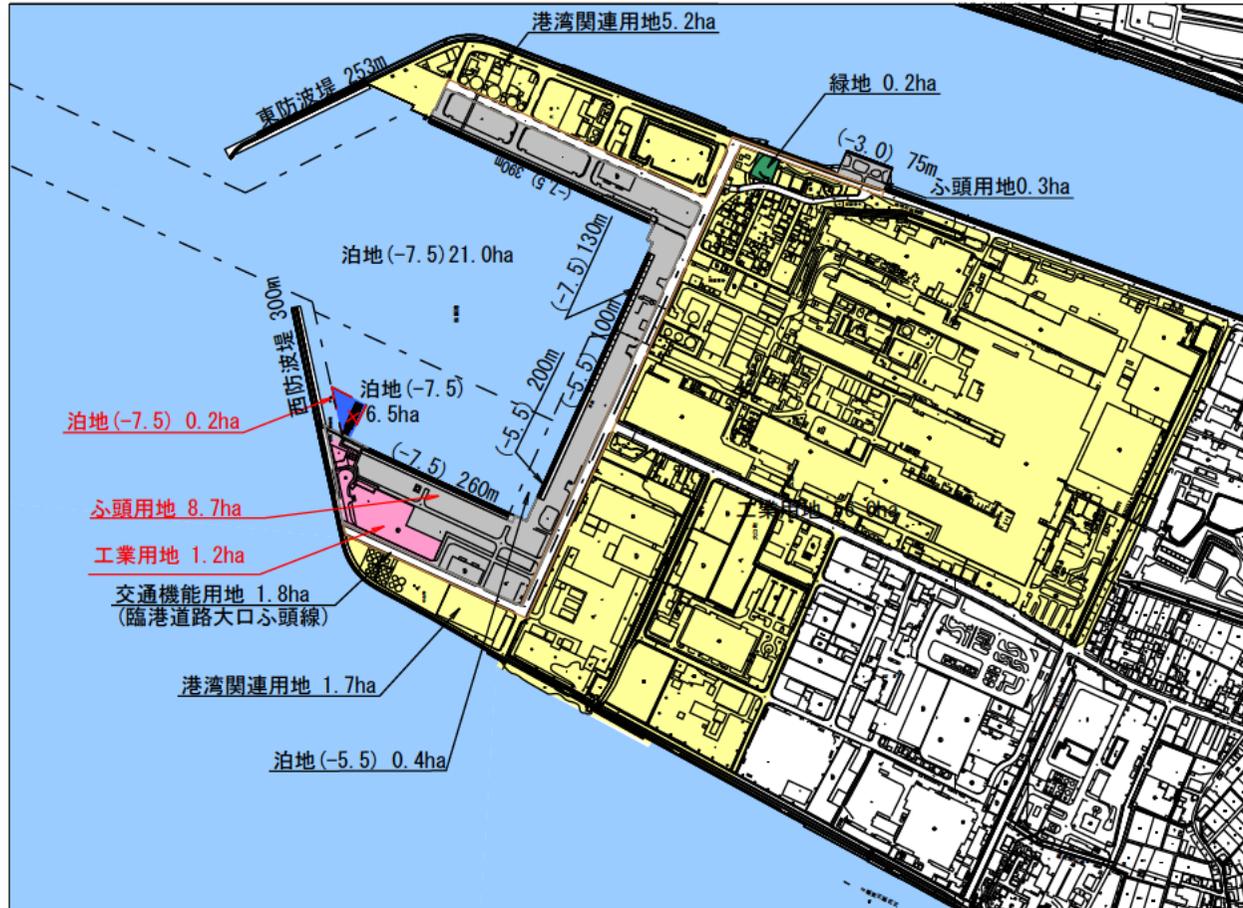
注3 今回変更にかかる地区のみ記述した。

津松阪港港湾計画位置図

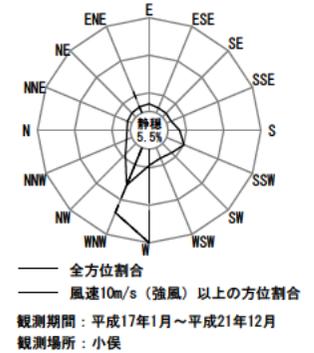


この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011 三重県共有デジタル地図（数値地形図 10000）」を使用し、調整したものである。（承認番号：三総合地第 181 号）
本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。

大口地区港湾計画図



凡 例	
	航路・泊地 (既設)
	航路・泊地 (今回計画)
	防波堤 (既設)
	公共岸壁 (既設)
	公共耐震強化岸壁 (既設)
	小型さん橋 (既設)
	埠頭用地 (既設)
	緑地 (既設)
	交通機能用地 臨港道路
	その他の用地 (既設)
	工業用地 (今回計画)



0m 250m 500m
S=1:10000

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図 (数値地形図2500)」を使用し、調整したものである。(承認番号: 三総合地第181号)

本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。